

# 名古屋北労働基準監督署管内の労働災害発生状況

名古屋北労働基準監督署

死亡災害は前年同時期と同じ6人、休業4日以上は27人の減少（令和2年9月末現在）

(表1) 令和2年・平成31年名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況(1月～9月)

業種		R02年 発生件数	H31年 発生件数	業種		R02年 発生件数	H31年 発生件数
小計		130(1)	138	土石採取業	1(1)	0	
食料品製造業		29	22	建設業	54(1)	37(4)	
繊維工業・ 繊維製品製造業		0	2	道路旅客運送業	13	19	
木材木製品・ 木製家具製造業		3	3	道路貨物運送業	104(1)	113	
紙加工品製造業・ 印刷製本業		18	19	陸上貨物取扱業	19	21	
化学工業		21	9	商業	113(1)	119(1)	
窯業・ 土石製品製造業		2	7	金融・広告業	26	14	
鉄鋼業・ 非鉄金属製造業		3	1	保健衛生業	49	34	
金属製品、 金属家具製造業		21	39	接客娯楽業	59	60	
一般機械器具製造業		12(1)	5	清掃業	26(1)	25	
電気機械器具製造業		4	3	ビルメンテナンス業	24	40(1)	
輸送用機械器具 製造業		5	13	その他の事業	78	103	
その他の製造業		12	15	合計	696(6)	723(6)	

( )内は死亡者数で内数である。

名古屋北労働基準監督署管内にて令和2年1月以降発生し、9月末までに把握した労働災害は、死亡者数が前年同時期と同じ6人、休業4日以上

の死傷者数は、前年同時期から27人少ない696人と比較すると0・8ポイント少ない3・7%減と

災害の4分の1を「転倒」が占める  
そのうち77・7%が50歳以上

人となりました。

なお、死傷労働災害につきましては、本協会報告書にて報告させていただいた令和2年上半期（6月末まで）の対前年（6月末まで）の対前年比4・5%減（19人減）と比べ、8月末の時点で増加率にして81・4%増と大幅な増加となったことから、当署では、建設現場への監督指導及び個別指導を集中的に実施しました。また労働災害が増加していること及び墜落災害、重機災害を防止するためのポイントを作成したリーフレットを作成し、管内の建設現場に配布しました。

なお、本年9月末までに把握した管内の労働災害の事故の型を見てみると、転倒災害が25・1%と全体の4分の1を占め、その内、77・7%が50歳以上の労働者でした。厚生労働省では、事業場で働く高年齢者の特性

(表2) 令和2年名古屋北労働基準監督署管内死亡災害一覧(1月~9月)

No	業種	発生日	性別	事故の型	労働災害発生状況
1	一般貨物自動車運送業	2月	男	墜落	倉庫内で作業中、保管ラックの2段目から墜落した。
2	その他の商業	4月	男	墜落	マンション管理業務中に入居者宅を訪問した時、入居者が玄関ドアを開けた際、避けようとして階段を踏み外し転落した。
3	セメント・同製品製造業	5月	男	崩壊	高さ23mの地山直下で車両系建設機械のブレーカーを使用して岩石を割る作業を行っていたところ、振動で地山が崩れ落ち、落下した岩石が被災者の乗る建設機械の運転席を直撃した。
4	金属製品製造業	7月	男	落下	厚さ3cm、重さ約1tの鋼製ベースプレートでL字形の玉掛用具を使用して吊り上げ、被災者がプレートの下に入った状態でプレート下面を掃除していたところ、玉掛用具からプレートが落下し、被災者が下敷きになった。
5	産廃処理業	8月	男	墜落	ダンプトラックに乗車し、荷台の汚泥を処理穴に投下するため荷台をダンプアップしたところ、荷台の後方扉のロックを解除していなかったため、荷が落下せず、後方に片寄り、ダンプトラックごと処理穴に墜落した。
6	建設業	8月	男	高温との接触	道路舗装工事現場にてアスファルト舗装工事中、熱中症により死亡した。

(表3) 事故の型別災害発生状況

事故の型	(件)	
	R02年発生件数	H31年発生件数
墜落・転落	133(3)	144(3)
転倒	175	160
激突	65	73
飛来・落下	30(1)	32
倒壊・崩壊	11(1)	24
激突され	33	19
はさまれ・巻き込まれ	69	89(2)
切れ・こすれ	35	32
踏み抜き	0	0
高温・低温の物との接触	21(1)	22
有害物等との接触	4	5
感電	1	1
火災	1	0
交通事故	36	47(1)
動作の反動・無理な動作	71	68
その他	11	7
分類不能	0	0
合計	696(6)	723(6)

( )内は死亡者数で内数である。

に配慮した職場づくりを、目指していただくために、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しています。

当該ガイドラインを参考にさせていただき、高年齢労働者の就業状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組みいただきますようお願いいたします。

また、愛知労働局及び監督署を含む管下労働基準監督署では、年末の慌た

だしい時期を迎えるにあたり、令和2年12月1日から令和2年12月31日までの期間「無災害 みん

なで迎える 明るい新年」をスローガンに「令和2年度職場の年末安全衛生推進運動」を展開します。

当運動の実施要綱では、事業場の皆様に以下のことを働きかけています。

① 職場における作業の実態と関わる危なさを把握する

② 守るべき「基本」を定め労働者への徹底を図る

守るべき「基本」を定

めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。

そして、危なさの度合いに応じた対策を決めて「基本」を定めましょう。

愛知労働局と管下労働基準監督署は、事業者が行う本来の「管理」へ立ち戻れることを提唱しています。

皆様の事業場において、これらの管理を行っていただくことにより、年末の繁忙期を無事故、無災害で迎えられる、新たな年を迎えられますことを祈念いたしております。